

東中野小学校の暫定活用のあり方について（案）

東中野小学校の閉校後については、本来用途が整備されるまでの間、以下のとおり暫定的な活用を図ることとする。

1 暫定活用の概要

(1) 利用できる活動用途

- ①防災、防犯等の地域自治活動
- ②子育て・子育て支援等の子ども健全育成活動
- ③高齢者・障害者等の地域保健福祉活動
- ④環境美化推進等の地域環境保全活動
- ⑤集会・会議、スポーツ、その他の区民の自主的活動

※ 現在の地域センターの活動用途に準ずる。

(2) 利用できる施設等（別紙平面図のとおり）

東校舎 1階	多目的室1、多目的室2、家庭科室（含：準備室）、洗面所
北校舎 1階	トイレ、給湯設備（管理人室内）
体育館	
校庭	（更衣室、トイレ）

なお、避難所としては、校舎・体育館・校庭の全てを活用する。

(3) 利用者の要件

- ・団体であること。
- ・団体の要件は、5名以上で、区内在住・在勤・在学者が半数以上であること。
- ・東中野地域センターに登録すること。

(4) 利用できる日時等

校舎は、 9時から22時まで。 午前・午後・夜間の3区分。

体育館は、9時から21時30分まで。午前・午後1・午後2・夜間の4区分。

校庭は、 9時から17時まで。 午前・午後の2区分。

ただし、年末年始（1月1日から3日まで。12月29日から31日まで）を除く。

(5) 使用料

無料。ただし、調理等で使用する場合には、光熱水費の実費（別途定める、一回あたり定額＝基本料金×使用時間）を徴収する。

(6) 利用回数

現行の利用団体については、現行どおり、利用回数制限を設けない。

(7) 利用の手続き

利用したい日の属する月の2か月前に実施される抽選会を経て、東中野地域センターで手続きする。

(8) 管理方法

利用団体は、管理人に承認書を提示し、部屋等の鍵を受け取り、利用団体の自己責任で使用する。

2 主な施設整備等

暫定活用のため、次のとおり整備する。

- ・利用禁止部分の遮断
- ・出入り口の扉・鍵等の整備
- ・エアコンの移設
- ・管理人室の整備

3 今後のスケジュール

平成20年	8月25日夜間	地域説明
	26日午後・夜間	
	29日午後・夜間	
	10月	暫定活用決定
		議会報告
		地域・団体へ周知
平成21年	4～5月	施設整備工事等
	6月以降	利用開始

東中野小学校活用部分平面図

